平成２６年（フ）第６５２９号
東京都新宿区新宿１丁目23―６―709
破産者　澁谷　欽也
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５３２号
東京都世田谷区世田谷１丁目15―15―202、住民票上の住所東京都世田谷区経堂５丁目27―22―403
破産者　井口　博志
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７１９９号
東京都墨田区向島２丁目19―12―101　レオパレス向島23
破産者　佐藤　　仁
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４０９号
東京都板橋区舟渡１丁目12―11―201
破産者　若林　　良
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４１４号
東京都葛飾区亀有２丁目55―７―102
破産者　高本　直人
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４１６号
千葉県市川市大和田２丁目15―12
破産者　丸山　敬雄
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４１７号
千葉県市川市大和田２丁目15―12
破産者　丸山　美香（旧姓岡山）
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４１８号
東京都八王子市泉町1155―12
破産者　廣瀬　裕之（旧姓植田）
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４２１号
東京都板橋区東新町１丁目２―６―302
破産者　松本　春香
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４６１号
東京都あきる野市渕上211―４
破産者　橋本　悦子
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５８５号
東京都品川区東五反田３丁目16―35―305
破産者　上田　由華（旧姓松岡）
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７０５号
神奈川県川崎市多摩区登戸新町339―102
破産者　石丸　和子（旧姓三明）
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７１０号
埼玉県日高市大字上鹿山715―58
破産者　荒井　一宏
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７２０号
東京都板橋区桜川３丁目１―15―203
破産者　渡邉　美香
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７３６号
東京都足立区扇２丁目24―７―105
破産者　松尾　礼子
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７３７号
東京都大田区萩中１丁目３―26　萩荘２Ｆ―７号
破産者　木村　英一
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７６６号
東京都品川区東大井２丁目３―２―102
破産者　小林　春美
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８２１号
東京都葛飾区白鳥３丁目14―16　銀波荘５号室
破産者　長倉　美香
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８２２号
東京都葛飾区白鳥３丁目２―１―402
破産者　長倉智恵子
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８７０号
神奈川県横浜市旭区鶴ケ峰本町１丁目21―15―201
破産者　パイオス珠美
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５３７号
埼玉県蕨市北町５丁目12番25号
破産者　株式会社ハウジングステーション
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６３６号
さいたま市北区奈良町126番地５
破産者　カント一建装株式会社
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係